

熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託 契約予定者選定基準

項 目	採点基準	評価のポイント	配点
1. 基本的 事項	【目的・趣旨の理解】 事業の目的・趣旨を正しく理解 しているか。	・ 本市を取り巻く状況、課題を踏 まえ、本業務の目的及び仕様書 の内容を十分理解しているか。	5
2. 実施体制	【実施体制】 業務を実施するうえで、十分な 体制が確保されているか。	・ 本事業を実施するうえで、十分 な体制が確保されているか。 ・ 体制の必要性や考え方が明確 か。	10
	【業務スケジュール】 スケジュールが適正な事業計画 となっているか。	・ 実現性のあるスケジュールであ るか。 ・ 養成対象者の確保に係る具体 性、適格性及び確実性があるか。	20
	【現場指導】 視覚障害生活訓練等指導者（以 下、歩行訓練士）としての実務 に即した指導・アドバイスが可 能な体制であるか。	・ 歩行訓練の経験がある歩行訓練 士が在籍しているか。 ・ 指導・アドバイスに必要な歩行 訓練事業の実績を有している か。 ・ 養成課程における実地研修の実 施方法は具体的であるか。	20
3. 将来性	養成した歩行訓練士による歩行 訓練実施体制は、市の課題解決 に寄与しているか。	・ 養成した歩行訓練士により、市 内の歩行訓練待機者の解消、受 講間隔の短縮といった課題解決 が見込めるか。	20
	養成した歩行訓練士の定着 支援やフォロー体制があるか。	・ 養成した歩行訓練士の離職防 止、継続的支援、キャリア形成支 援に関する計画や提案がある か。	10
4. 加点	1～3のほか、評価すべき提案 があるか。	・ 本市の課題解決に寄与すると認 められる有意義な提案がある か。	5
5. 類似実績	本事業に類する事業の実績があ るか。	・ 本事業に必要となる歩行訓練事 業の実績等を有しているか。	10
6. 見積額	【見積額の妥当性】 所要経費の見積額は適切か。	・ 事業の内容から見て妥当な積算 となっているか。	※ 参照

※ 提案書の提示金額（見積金額）が、実施要項で定めた提案上限額以内であることを確認し、  
超えている場合はその提案書を審査から除外する。

また、事業内容に対して見積額が著しく過少である場合、採択しない。